

第 69 回 鎌倉市緑政審議会 会議録(案)

日 時：平成 30 年 11 月 16 日(金) 15 時 30 分～17 時 00 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理

田中美恵子委員、山内政敏委員、山本俊文委員

飯田晶子委員、岩田晴夫委員、佐藤雄基委員、上村真由子委員

欠席委員：松行美帆子委員

(13 時 00 分に鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室に集合し、現地視察を行った。)

○視察箇所：(仮称)山崎・台峯緑地・常盤山特別緑地保全地区

○同行・説明者：都市景観部 服部部長、石山次長

都市景観部みどり課 永井課長、小田切係長、後藤係長

都市整備部公園課 田沼課長

○主な説明項目：(仮称)山崎・台峯緑地：其中庵の現況、(仮称)山崎・台峯緑地整備状況を説明した。

※其中庵の現況とため池周辺の整備状況を視察

常盤山特別緑地保全地区における緑地管理の課題等について説明した。

※確保緑地の適正整備事業で複数年整備を行った竹林と未着手の竹林の現況を視察。

入江会長：第 69 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。事務局から委員の出席等について報告をお願いいたします。

永井みどり課長：松行委員からご欠席の連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

入江会長：次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について説明いたします。最初に次第 1、審議事項として 2 議題、次に次第 2、報告事項として 1 議題、最後に次第 3、その他として 1 議題と連絡事項等を予定しております。

本日の資料はお手元に配付した資料 1 から 4 です。また、本日の会議は、お手元にお配りしている「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、会議を公開とすることは会長にご判断いただいておりますが、会議中に会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。

傍聴者募集については、11 月 1 日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、申込みがありませんでした。後日、ホームページに掲載予定の会議録及び会議資料の

公開範囲にも関係してまいりますので、次第(案)の内容と会議の公開について、ご確認をお願いします。

入江会長：本日の次第(案)と会議の公開について、事務局から説明がありました。

「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、本日の会議及び資料は、公開としたいと判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見なし)

入江会長：それでは、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：次第 1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：前回会議録(案)を、資料 1 としてお手元に配付しています。

前回審議会終了後に事務局から各委員に送付し、ご確認をお願いいたしましたところ、田中委員、山本委員からそれぞれのご発言のあった箇所について文言を整える修正があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録につきましてはいかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料のとおり、前回審議会の会議録を確認したことといたします。

(2) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(論点を踏まえた討議)

入江会長：審議事項(2)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(論点を踏まえた討議)」について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：審議事項(2)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」、お手元の資料 2 を基に説明いたします。まず資料 2-1 をご覧ください。これは第 65・66・68 回の当審議会資料として配付したものと同じもので、別添フローには審議会への報告の日付を入れています。経緯について簡単に説明いたします。

鎌倉市緑地保全基金は、市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、昭和 61 年に創設したもので、特に広町・台峯・常盤山のいわゆる三大緑地の保全においては、その後ろ盾として非常に大きな役割を果たしてきました。平成 28 年 7 月 12 日開催の第 63 回当審議会で、「基金に関しては重要な検討事項である」とのご意見を受け、平成 29 年 1 月 23 日開催の第 64 回当審議会で基金の現状等を報告する中で、財源確保の具体的な手法を検討するためにも何を議論すればよいのか、事務局で検討していくこととしました。その後、事務局で検討し、基金に係る検討を重ねる前提として、これからの「鎌倉市のみどりのあるべき方向性」を見据えた検討が重要と考え、論点を整理し、論点を踏まえたご討議をお願いしたく、会長、会長職務代理にもご相談の上で、平成 29 年 7

月 27 日開催の第 65 回当審議会に本資料を示し、ご了承いただきました。その後、論点①から③に係る報告を重ね、審議会からの意見をいただいております。

今日は、資料 2-1 別添フローの右側、点線で囲った第 69 回審議会となりますので、「各論点を踏まえた取りまとめに向けた討議」をお願いしたいと考え、社会情勢や本市の緑地保全行政の成果とそれを取り巻く状況の変化と、論点①から③の報告に対する当審議会からのご意見等について資料を作成しました。

資料の詳細については、担当係長から説明いたします。

後藤みどり担当係長：資料の詳細について説明いたします。着席して説明いたします。お手元の資料 2-2、1 頁をご覧ください。「1 社会情勢の変化」として、国土交通省がまとめた資料を参考として、人口減少・高齢化社会の深刻化や、都市インフラは改修・長寿命化を目指すこと、維持管理への市民参画などを挙げています。

続いて、「2 鎌倉市の緑地保全を取り巻く状況の変化」を簡単にまとめています。「ア 法制度の適用の状況」ですが、上段の図は平成 8 年当初策定の緑の基本計画の施策方針図、下段の図は平成 29 年度末の施策の実績の図です。当審議会からのご意見を頂きながら取組を進め、地域制緑地の指定や施設緑地の整備などにより、多くの緑地保全を図ることが出来たという成果を表しています。2 頁をご覧ください。「イ 三大緑地」においては、緑の基本計画に、施策の方針を位置付け、鎌倉広町緑地は平成 17 年に都市計画決定、平成 27 年に都市林として開園し、(仮称)山崎・台峯緑地の一部は平成 19 年に中央公園の拡大区域として都市計画決定、常盤山は平成 12 年に一部が歴史的風土保存区域として指定拡大され、平成 15 年に特別保存地区に指定された他、特別緑地保全地区の都市計画決定などしました。「ウ 保全対象 22 地区の状況」をご覧ください。緑の基本計画において保全の対象としてきた 22 地区について、法制度に拠る区域の指定状況をまとめています。これらの地区については、関谷公園や龍宝寺などの 5 か所を除き、特別緑地保全地区や公園・都市林などへ指定することで、多くの緑地の保全を図ることができました。また、22 地区以外にも、表の 3 頁、山ノ内西瓜ヶ谷緑地など 4 箇所の緑地を緑の基本計画改訂などの際に保全対象に追加、都市緑地や特別緑地保全地区の指定を進め、緑地の保全を図りました。表の下「エ 緑の基本計画推進に対する外部評価」をご覧ください。緑の基本計画に基づいた取り組みなどに対する、外部機関からの表彰の実績をまとめています。4 頁をご覧ください。緑の基本計画に基づく成果があがり、対外的に評価もされる一方で、当審議会から重要な検討事項とされています緑地保全基金の減少については、「(2) 緑地保全基金の減少」に表で近年の基金の推移状況をまとめています。平成 29 年度末の基金の残額は、約 4 億 5 千万円です。「(3) 緑地保全制度に関する法改正への対応」をご覧ください。近郊緑地特別保全地区の買入れ事務や特別緑地保全地区の指定権限が、県から市へ移ったこと、近郊緑地特別保全地区の買入れ申出への対応の実績について記載しています。「近郊緑地特別保全地区は、平成 24 年度の法改正を受け、平成 25 年度から土地利用に対する不許可に伴う買入れの申出へ対応しており、現在までに 24 件、約 25.3ha の買入れ申出があり、内 13 件に対応済みで、残り 11 件に今後対応が必要となります。表の下「(4) 維持管理上の課題」をご覧ください。アでは、近年特に市議会などからも指摘が多くなっている樹木の生長に伴う課題を、イではボランティアリーダー等の育成実績についてまとめていま

す。以上が、議論の前提となる、社会情勢や本市の緑政を取りまく状況の変化です。

6 頁をご覧ください。本日は、論点①から③について、これまで頂いたご意見等を踏まえて、ご討議いただきたいと考えています。論点①「管理の現状を踏まえた今後の方向性」では、「公園・緑地面積の増大に伴う管理面積の増大」「緑地の維持管理は大半が苦情対応であること」など、論点②「緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性」では、「緑地の位置づけにより、管理主体が異なること」、「平成 29 年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画に公園の維持管理を位置付けることになったこと」などを報告する中で、主として担い手の育成の継続などについて、ご意見を頂きました。論点③「緑地取得の現状を踏まえた今後について」では、「行為の不許可処分に伴う買入れ申し出とその対応は法定事項であること」を確認、「買った緑地を活かさなければ意味がない、緑地の里親制度のようなものが検討できないか」などのご意見をいただきました。「2 平成 29 年の都市緑地法改正等」では、都市緑地法・都市公園法・生産緑地法について、「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」を目的とした、法改正を行ったポイントを国土交通省の資料を参考に記載しています。資料の説明は、以上です。

入江会長：説明があったように、これまで 3 度の審議会で事務局の報告に対して審議会としての意見を述べてきました。

今回、これまでの意見のまとめが事務局から説明されたわけですが、これらの意見を踏まえて、どのような方向性で討議を進めていけばよいのかということになるかと思えます。配付の参考資料で討議の方向性について(例)が示されていますが、事務局が示した(例)について、説明をお願いすることでよろしいでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、事務局が作成した討議の方向性(例)の説明をお願いします。

永井みどり課長：お手元の参考資料をご覧ください。事務局として作成した、審議会でご討議いただく際の方向性の例を説明いたします。

「1 これまで議論してきた論点」として、論点①から③までについて、確認の意味で記載しました。これらのご意見を踏まえた上で、これからの「鎌倉市のみどりのあり方」を念頭に置いてご討議いただく方向性を例示させていただきます。

参考資料の「2 論点整理を踏まえた討議の方向性」として、具体的にご討議いただくテーマを例として挙げています。

「ア 考え方として直接事業に反映するもの」、「イ 緑の基本計画の見直し検討へ反映するもの」、「ウ 緑地保全基金を含めた緑地保全財源の確保のあり方」の 3 つに分けて、ご討議いただく方向性を例示したものです。

特にイについては、資料 2-1 別添フローのページの中央よりやや右側の「緑の基本計画の 5 年毎の見直し検討への反映等(平成 30 年～)」に対応するもので、これまでのご意見などを踏まえれば、市有地の維持管理はどのようにあるべきか、民有地への支援はどうあるべきか、鎌倉の様々な特性の緑を念頭に、国や県、あるいは土地所有者を含む市民との適切な役割分担はどのように考えるべきか、担い手の課題はどうすべきか、そして、これ

らのことを総合的に捉えて緑の基本計画は今後どうあるべきか、ということ为例示しています。

また、ウでは限られた財源の中で、まだ完結していない保全対象緑地をどうすべきか、基金の充実の方向性はどうかという視点があるかと考え例示しています。

参考資料の説明は、以上です。

入江会長：事務局から論点①から③という形で示していただいているのですが、討議をこの場で重ねていく中で、また新たな視点も出てくるかと思います。まずは、この参考資料の「論点整理を踏まえた討議の方向性(例)」に、ア・イ・ウという形で事務局から提案されている、この例に沿って、討議を進めていくということで皆様よろしいでしょうか。

(意見なし)

入江会長：事務局から説明がありましたとおり、この討議は鎌倉市緑地保全基金が今後、枯渇する可能性もあり、「緑地保全基金を充実させるべき」などの意見がこの審議会からも出されてきたことに端を発したものです。審議会では、事務局からの整理により、まずはこれからの「鎌倉市のみどりのあるべき方向性について」議論を深め、「事業に直接的に反映させるもの」と「来たるべき緑の基本計画の見直しの際に反映させるべきこと」に分けた検討が必要として議論してきましたので、これを踏まえて討議を進めることができると思います。

緑の基本計画には「グリーン・マネジメントの実践」という副題がついていますが、この緑の基本計画の見直しの時期がいずれ来るということで、そこに反映させるべきことを整理して論点を整理し、意見を述べてきたということです。そこで、まずは、これまでに議論してきた3つの論点について事務局がまとめた資料を見ると、資料2-2、6頁にありますように、前回までの議論の中で「論点①管理の現状を踏まえた今後の方向性について」は、これまで確保してきた緑地の管理について、どのように充実させていくかという視点が大切という趣旨の意見が多くありました。また、「論点②緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性について」は、大きな意見はなく、今後も市として緑化推進団体の育成等を進めていくべきではないかと考えられます。最後に「論点③緑地取得の現状を踏まえた今後について」は、取得した緑地のやはり管理の課題と、そして地域制緑地内の買入れ地の活用についての意見がありました。

事務局の資料では、まずこれらの論点の整理を踏まえ、参考資料の「2 論点整理を踏まえた討議の方向性」アにありますように、直接的に事業に反映するものがあつたかということになりますが、事務局、あらためていかがですか。

永井みどり課長：こちらについては、直接、直ちに反映させるというよりは、比較的長期的視点に立った検討を要するようなご意見を頂戴していると認識しております。

入江会長：それでは、参考資料の「2 論点整理を踏まえた討議の方向性」の「イ 緑の基本計画の5年毎の見直し検討への反映等について」で、6つの例示がされています。まず、この①～⑥について委員の中で討議を、必要に応じて事務局に状況の確認などを求めることとしたいと思います。管理のあり方に関する内容が主となりますが、いかがでしょうか。

本日、審議会前に現地視察をしました。現場からの発想を基にすると意見が出やすいのではないかなと思います。ここからは委員の皆様方から論点①～③を含めて、またイにありますような緑の基本計画5年毎の見直しへの反映ということの①～⑥のあたりについて、ご意見いただければと思います。皆様いかがでしょうか。管理のあり方についての内容になってくると思います。

山内委員：「イ 緑の基本計画の5年毎の見直し検討への反映等について」の「⑤ 担い手の確保、緑化推進団体等の育成と連携はどうあるべきか」というところについてです。私はNP0 法人鎌倉みどりのレンジャーに所属して活動をやっています。鎌倉市緑の基本計画が出来上がった平成8年に、緑のレンジャー制度というものが出来まして、それからその制度によって、公園緑地の管理の担い手を確保してきたのだろーと思います。市が当初予定していた通りに担い手の人を育成できたのでしょうか。想定していたよりも、人が少なく、実際の戦力になっていないのかどうか、市の認識を一回お聞きしたいです。緑のレンジャー制度で担い手をどんどん育成していくということが、緑の基本計画に載っていると思うのですが、緑の基本計画を見直す時に、現在の緑のレンジャー制度も見直していくべきなのかどうかに関わってくると思いますので、成果を聞いてみたいです。

入江会長：大変重要な意見をありがとうございます。事務局から現在の緑の基本計画における人づくり、担い手の確保の計画と現状について回答を頂ければと思います。

永井みどり課長：緑のレンジャー制度について、今、山内委員からご紹介がありましたとおり、平成8年からシニアレンジャー、そして、その2年前の平成6年からジュニアレンジャー制度が始まりました。担い手の育成、あるいは将来を見据えての子ども達への緑化啓発を行っております。それぞれ定員につきましては要綱で定めており、30名の募集をして、1年間の講座を受けていただくこととしています。

担い手という意味では、特に、シニアレンジャーですが、近年の応募は20名ぐらいで推移しています。つまり、シニアレンジャーについては、市の想定よりも少な目の受講生だということです。一方で、ジュニアレンジャーは定員を遥かに超えるぐらいの応募がある状況です。なぜ、シニアレンジャーが想定より少ないのか、根本的な理由はわかりませんが、色々な場面で国や県の方と意見を交換させていただくと、60歳を超えた元気な方の参加を狙っていたという図式があったのですが、定年の延長があつて、65歳まで外で働いている方が多くなったのだろーという話が出ています。理由を正確に市で分析しているわけではありませんが、そういう意見があるという事実がございます。もうひとつ、緑の基本計画の109頁をご覧ください。計画を推進していくための施策体系というものを書いていまして、緑の将来都市像を実現していくためには、緑色の四角の中でいうと、将来都市像実現のために「歴史文化を守る」から「安全を高める」までの7つの取り組みがあります。それを実現していくために「緑地を確保する」「公園を整備する」「都市緑化を推進する」「連携を推進する」ということなのですが、その中の「連携を推進する」というところの中に、緑のレンジャー制度が含まれています。それを踏まえて次の頁を見ていただきますと、そこが目次になっていて、緑のレンジャーというのは、右側の111頁の「緑化推進団体の育成と連携」というところにあつて、掲載頁の欄を見ると、131頁に飛ぶという作りになっています。この緑のレンジャーという制度というものが、何に役立っていく

のかというと、実はやはり、私ども市だけでは担いきれない部分の維持管理みたいなものを、シニアレンジャーとして市の講座を受講していただいた方に、多少お手伝いをさせていただきたいという意図があり、このような作りで基本計画を策定しています。そのような中で、シニアレンジャーが必ずしも定員一杯の受講者がいるわけではない。あるいは、緑のレンジャー制度を当初作った時には、受講した方がそれぞれの町内会に帰って、自分の家の前の緑を手入れしていただけたら、市内全域が良くなるのではないかという発想でもって作ったわけですが、必ずそのような形になっているというよりは、活躍いただく場が比較的限定されているのだらうという考えです。

入江会長：ありがとうございます。今のお話を伺っていて、私も少々気になったことがあります。緑のレンジャーシニアは、1年に30名の方を募集しているということでしたが、リピーターではなく、新たに30名を募集しているという理解でよろしいでしょうか。

後藤みどり担当係長：リピーターではなく、新たに30名募集するという形です。1年間の講座を修了していただいた方は、任意であります。OB会への参加を呼び掛けたり、修了生という形で活動していただいているところであります。

入江会長：そうすると、卒業生の数は増えていっているということですよね。つまり、蓄積されている。

後藤みどり担当係長：OBの人数は増えていると認識しております。

山内委員：ちょっと補足をします。資料2-2の5頁に書いてある通り、シニアレンジャーは、平成8年から受講生が438名います。我々は、OBの任意団体からNP0法人化を3年前にしたのですが、今、後藤さんから説明があったとおり、卒業した受講生の方の方を受け入れたりしています。受講生の方には、必ずしもNP0法人鎌倉みどりのレンジャーに入ってください、ということではなく、公益財団法人鎌倉風致保存会、あるいは地元で活躍されたりということがあると思います。実際、我々の会員も80名弱でして、先程の定年制の延長の話もあって、新たな方がたくさん入ってくるわけではないです。そして、やはり、森の中での作業は、70～80歳代になると、非常にきつくなってきました。かなり、引退される方が多くて、結局会員は増えていかず、現状維持が精一杯です。ご存じの通り、80名程度では、とてもやり切れないので、NP0法人化した関係で、色々な地域の自治会さんとか他の団体さんと連携をしながら活動をしています。個人が自分の地元に戻ってというのは、なかなかハードルが高いということがわかったものですから、団体として自治会さんと一緒にやっています。それでもまだ人手が足りないというのが現状で、どうやって実労働部隊を増やしていくというのが市民活動の大きな課題かなと思っています。

入江会長：他にいかがでしょうか。

山本委員：今日の現地視察では、主に緑地の維持管理に課題があり、その内容を見てきました。色々聞いてみると、竹林というのは切ってしまえばよいというわけではなく、一部を維持することによって山林を維持するのだという考え方もあり、色々実験されていることがわかりました。だから、維持管理が上手くいっていないというよりは、試行錯誤しているのではないかと強く感じました。では、どうすれば良いのかということをお願いしますと、もう少し視点を変える必要があるのではないかと思います。私は、維持管理は利用するためにするものだと考えています。市民が本当に緑の状況についてどのように考え、どのようにした

ら良いと思っているのか。資料 2-2 の 6 頁、論点①のところに、「維持管理については苦情が大部分である」という記述があって、では、本当に市民はどのように思っているのか。まず、重要だと思っているのか、思っていないのか、どうすれば緑を活用できるのか。そのような視点から、維持管理をどのようにすれば良いのか考えるという見方が必要なのではないかと思います。

入江会長：ありがとうございます。今の山本委員のお話について、私もそのように思います。ただ、維持管理、どのように活用するかということですが、私が現場で感じたことではあります。それはおそらく常盤山と(仮称)山崎・台峯緑地とは違っていると思います。特別緑地保全地区と都市公園では違って、それらと歴史的風土特別保存地区でも違って、国・県・市といった管理者の違い、私有地、公有地の違い等、様々な緑地の位置づけや管理者や所有者の種類の違いによって、維持管理の方向性も変わるのかなという気も致しました。(仮称)山崎・台峯緑地はこのような維持管理をして、このような活用の仕方をしていこう、常盤山特別緑地保全地区はこのような・・・、といったように個々の緑地に対して個々の方向性があるというのが、あるべき姿なのではないか、と今の山本委員の話を聞いて感じました。他の委員の方はいかがでしょうか。

上村委員：山本委員のお話を聞きつつ思ったことですが、利用の観点ということももちろんありますが、やはり、防災とか市民の生活を守るという観点もあると思いますので、もちろんだうあるべきかという市民の意見を聞くというのに加えまして、どのように守っていかなければいけないかという視点が市の方にはあるかと思います。

先ほど現地視察でお話を聞いていたところでは、山本委員がおっしゃったような試行錯誤の段階にあるということでした。特に広葉樹がどんどん大きくなっている昨今は、とても稀な状況になっている訳です。その緑が大きくなっているこの山をどのように管理していくかというのは、実はあまりやり方が決まっていることではありませんので、試行錯誤する必要があります。試行錯誤するにも、お金がそれなりに必要になってくると思います。試行錯誤しながら、現場に適応していくという流れを持ってもよいかと思います。

押田会長職務代理：私も今日、現地を視察しまして、当たり前ですが、地域の感情論としては管理できたら良い。できれば自然景観とか、環境そのものの維持保全ができるのが理想だというのは、現地を見て重々わかりました。ただ、山内委員のお話をお聞きしていると、そもそもマンパワーには限界がある。先ほどお話があったように、管理の仕方が定まてなく「誰が」「どのように」のところで話が立ち止まっています。本当であれば、自然とか自然環境・景観がどのようなべきか、が最終的な目標像であるところが、どうも防災を含めて、例えば、子ども達が立ち入らないとか、山火事が起きないとかの安全が優先されがちです。

あと利活用ですね。いくつもの尺度があるので、管理の方向性としてどれに主軸を置くのか正直迷いました。ただ、現実論として、例えば結構水が出るところがあったので、地滑りの問題とか、治水の問題もありますよね。それを含めて、安全が最低限、あくまでも最低限見込めるような環境を作らざるを得ないです。最後の定量的に目標像を設定するか、定性的に目標像を設定するかは私も悩ましいと思って聞いていたのですが、例えば、マンパワーがどうしてもそれ以上増えないのであれば、乾燥重量何トンくらいを年間目標とし

て、5年スパンか10年スパンか20年スパンか、私も想像がつきませんが、ある程度のビジョンを持っていて、このせめて風景を維持するための、順番で回していくのが良いかと思います。

先程、常盤山特別緑地保全地区で、各年で管理されている部分もあるとか、あるいは意図的に管理をしていないとかいう場所もありましたが、この風景を守る最低限の管理頻度くらいが出せたらよいと思います。ただ、なにぶん数字で目標値を出すのは難しいと思った次第です。目標設定を相当細かく考えなければならないと思いました。

入江会長：ありがとうございます。他にありますか。

押田会長職務代理：ひとつ質問をしてよいですか。先ほど、緑のレンジャーのシステムについてはすごくわかりました。確か岩田委員のお話の中で、緑の学校でしたか、指導者を育成する制度がありました。そちらの方は現在どのようになっているかお話をお聞きしたいです。もちろん実働部隊も大事です。各地域に持ち返ってどのくらい還元されているのかが見えなかったもので、現状がおわかりでしたら、市から教えていただけたらと思います。

永井みどり課長：緑の学校は昭和58年度から、定員を50名と設定してやっております。始めた50年代後半、あるいは平成に入った頃は、60名を超える応募がありました。その方々を対象に、鎌倉の緑について学んでいただく、座学を中心に学んでいただきながら、あるいは鎌倉の山の中をハイキング的に歩いて実物を見ていただくとか、そのようなことをやっています。それが平成18～20年くらいになりますと、参加する人が減ってきてまして、一番少ない時には10名前後だったのですが、講座の存続意義が問われる状況なのではないかと危惧される状況もございました。

そのような中、私どもの方で、存続意義がないわけではないだろうということで、講座の内容を見直す、あるいは宣伝の仕方を変えることで、近年につきましては概ね50名の定員を満たす、あるいは1、2名程度欠けるような状況で受講をしていただいています。

1年間講座で学んでいただくわけですが、その卒業生を対象に、地域緑化指導者の育成ということで、毎年20～30名の方にご参加いただき、鎌倉中央公園で勉強会を行っています。ただ、この啓発事業の難しいところは、そのようにご参加いただいた方が必ずしもどこかでリーダーとなって活動しているかどうかというのが、なかなか市が追いかけていけないということで、参加人数で成果を測るということになっています。一方でこの緑の学校というのは、田中委員がこの卒業生なのですが、卒業するまでの1年間、みんなで一緒に学ぶので非常に仲良くなってくださる方々もいます。そこで、緑の学校の卒業年度毎にOB・OG会を作りまして、みんなで自然観察を親しむ・楽しむというようにいくつかの団体ができきて、各々の活動をしていただいているということは市でも承知しています。

鎌倉駅の地下道ギャラリー50というところがあるのですが、1年に1回、そういう皆さんに声をかけて、写真を提供してもらい、卒業生の方々はこのような活動をしていますよ、というパネルを市で作成し、展示して啓発を図っています。繰り返しになりますが、卒業生の方が地元に戻って、リーダーになっていただけているかどうかという効果までは追いかけていないというのが現状です。

入江会長：ありがとうございます。他の委員の方、意見はいかがでしょうか。

岩田委員：問題が大きすぎてなかなか発言がしにくかったのですが、まず、山内委員からのレンジ

ヤーのお考えがありました。これまで何回も指摘しているのですが、まず、発足時は良かったのですが、ある程度卒業生が活動するところまでフォローできていない。そのような意味では、まず、コーディネーターの育成と、中級、あるいはレベルアップするための講座を、少し系統だった形でやっていかななくては意味がないだろうと思います。例えば、レンジャーや緑の学校など、単独でそれぞれ先生方が指導していただいています、それらの関連性も考えて効果を上げていかななくてはいけないのではないかと思います。そうすると、みどり課は大分つらい立場になってしまうのですが、このような事業に対して評価をする側も、単純に参加人数だけをみるのではなく、具体的にどのような成果を上げているのかについて、もう少しアピールする手法についても研究していかなくてはならないと思います。

それから、先ほどの緑の基本計画の話について、この計画の中に「リーディングプロジェクト」を入れているのですが、その中で緑の質を向上しよう、ネットワークを大きくしようとしています。当然、次のステップについて我々も考えなくてはいけないのですが、そのような中で、ずっと課題にはなっていましたが、まずは限られた人材と予算で効果的にやるしかない。現実的な話はそうになっています。それでは、どこから優先的にやるのか、客観的に評価しなければいけない。そのような意味では、ずっと課題になっており、ここには書いていませんが、まずモニタリングをする人を増やす。それから、それを評価する手法を鎌倉方式で考えなくてはいけない。それに則って、ここからここまでは守ろうという話になる。市民としては、どうしても直接的に自分が関わっている緑しか見ませんので、俯瞰した鎌倉市の全体の緑のことを考えてくれない。これからこのような、きちんとしたモニタリングをしたら、このような評価が出ているのだから、ここから優先的にやりますと、やはり、アピールする必要があると思います。そのような論点がきちんとしていないと、今後、予算が取りにくいのではないかと考えます。今、永井課長が一生懸命に頑張ってくれていると思います。それからもうひとつは、先ほども言ったのですが、このような緑地保全に係る施策に対する評価を、役所としてももう少し工夫していただけると、良いのではないかと気がします。

市民は、もう鎌倉の緑は守られたと思ってしまっている、誤解している人が多いものですから、その辺からもう一度アピールし直してみるのもいいかもしれません。緑が大切ということは分かっているのだから、それでは、どのような緑をどのようにして守っていくのか、是非、ご検討いただきたいと思います。協力はいたします。

入江会長：岩田委員から論点が三つほど貴重なご意見としていただきました。一点目は人づくりに関係することで、まずはコーディネーターの育成、あるいはレベルに応じたレンジャーの位置付けが必要なのではないかということ。二点目は、緑地保全基金もどんどん減少していく中で、限られた予算の中で優先順位を付けて、管理計画を作っていくことが大事なのではないかということ、また、政策としての課題というご意見をいただきました。

そのあたりも含めて、他の委員からはご意見はいかがでしょうか。

飯田委員：少し違う観点から、コメントを2点と質問を1点させていただきます。まずはコメントの方からです。特に昨年の都市緑地法等の改正を踏まえたところで、コメントさせていただきますと「イ 緑の基本計画の5年毎の見直し検討への反映等について」というところ

で6つ項目を挙げているのですが、是非、都市農地の話を加えていただくといいのかなと思います。やはり、昨年の法改正のひとつの大きな目玉だったこともありますし、鎌倉市は北西部に特に農地が多くあり、今、私たちがいる辺りにはあまりありませんが、特にその北西部は当然のこと、それ以外の部分でも本当に、都市農地・都市農業としてできる部分があるので、鎌倉市としてもできることがあるのではないかと感じています。

それから、先ほどボランティアの育成の話があがっていましたが、どうやって今まで関わっていなかった新しい層を取り入れていくのか。例えば、今日、視察の途中で幼稚園の送迎を待っているお母さんたちが何人もいらっしゃいましたが、そのような方々は、時間があったりすると思います。そのような方々をどうやったら、今活動をやっていない方も取り入れていくのかと考えた時に、そのくらいの子供を持つお母さん方は、子供に食べさせる食料、食べ物にすごく関心がありますので、そこを入り口として、例えば「もっと有機肥料や堆肥を使って行こうじゃないか」とか、「堆肥と言えば落葉はどこから持ってくるのか」「落葉は樹林からくる」となり、樹林の方に関心を持っていただいて、そのボランティアにも入っていただくとか、色々な関連の中で、新しい層を取り入れることが大事だと思います。都市農地がひとつのキーになるのではないかと思いますので、今、6点挙げさせていただいて網羅されているように見えるのですが、昨年の法改正を踏まえれば、都市農地のことを鎌倉市としてどう考えていくかというのは、今後、議論の余地が多分にあるのではないかと感じています。

コメントの2点目ですが、これも昨年の法改正でできたばかりのパーク PFI のことです。鎌倉は集客力がある土地なので、都市公園にどんどん、どんどんと言っても何でもかんでもという訳にはいきませんが、ある程度収益施設を入れて、そこでの管理費を賄っていくという考えは多分にあると思っています。特にウに入ってくる、財源の確保のあり方の中で、どのような公園で、どのようなタイプの収益施設であれば入れていくことが、ひるがえっては鎌倉市民の公益性に寄与していくのかということを考えていくことは、面白いのではないかと感じています。

最後に質問なのですが、ちょっと大きな話になるのですが、鎌倉の緑の基本計画の副題に「グリーン・マネジメントの実践」とありますが、前回これについて、どのような意味かという質問をさせていただきました。この副題は、次の5年間を目指していく基本的なコンセプトを皆さんで関わっていく、審議会委員だけではなくて、もちろん実践する方たちが共有していくものだと思いますが、ここを、次の目標をどのように考えていくかということも、議論していく必要があるのではないかなと思うのですが、今の時点でどのように考えられているのでしょうか。副題を変えないでこのままでいくのか、次の目標を大きなメッセージとして入れていかれるのか。少し気になったのですが。

入江委員：ありがとうございます。事務局、今の飯田委員の質疑に対して、よろしくお願いします。

永井みどり課長：今、私達として大きな方向性を「コンセプトはこのように・・・」と確定させている、あるいは決裁を取って決めているものは無いですが、緑の基本計画の99頁をご覧くださいと思います。緑の基本計画というものは、グリーン・マネジメントの実践の中で計画の中に掲げている将来都市像を実現させていくためには何が必要なのか、この中でPDCAを繰り返しながら、緑地の保全、公園の整備、緑化の推進、それから啓発事業と

いうものを、どう取り扱っていくかということをやっています。この上に向けた矢印の色が、微妙に濃くなったり薄くなったりしているのが大きな、おもてに出している方向性です。保全するということはずっとやっていく、そして、整備することについては今後、整備が進めばだんだん管理に移っていくのだろうということです。あるいは、緑化の推進は、鎌倉市においては施策としては非常に薄かったのですが、これからの時代は緑のネットワークの推進という意味では、濃くなっていくのだろう、そのような中で、市民との連携の推進、あるいは緑化啓発がこの先ずっと必要なものとして濃くなっていくのだろうといふことが、この緑の基本計画の中で示しているこれからの方向性です。

今、縷々申し上げましたが、本日のご視察でご覧いただいた通り、今まで代々の緒先輩がんばって確保してきた緑地は、管理に課題を抱えているというのがひとつの事実です。緑があると倒木があって危ないという指摘も、近年、多々ございますので、緑が悪者にならない議論をしていきたいと思っています。以上です。

入江会長：ありがとうございます。飯田委員よろしいですか。

飯田委員：はい。

入江会長：飯田委員から、最初のコメント1、2として、昨今の動きである都市緑地法、生産緑地法等の改正から都市農地の課題を加えられたらよいのではないかという新たな視点がありました。また、パークPFIの観点のお話もありました。そのあたりも、この①から⑥までに限らず、お金を生み出すという観点も大変大事なことだと思って、お話をうかがいました。実際に維持管理費をねん出していくという中では、どのようなことが考えられるかということをも、もし、今の段階でご意見が委員の皆様の中であれば、いかがでしょうか。今、基金が減っているということです。緑地保全基金が減っているということと同時に、おそらく、公共の都市公園や緑地に関して、維持管理していくのが課題としてあるのではないかと思います。基金を今後どうしていくべきか、最後にご意見いただければと思います。

上村委員：今、会長がおっしゃったような、根本的なというか、基盤的な基金ということではないかもしれませんが、緑が充実してく中で、ある程度緑を利用していく必要もあるかと思います。先ほど、飯田委員からお話が合ったように、緑は堆肥などのように色々使える資材を生んでいます。以前、たけのこを取ると違法だ、というお話もありましたが、うまく利用していく形で、そこに、あわよくばお金が発生して循環できるような、そのような形をある程度模索していくこともあるのではないかと思います。とても難しい議題だとは思いますが、これからすごく大事になってくる話ですので、鎌倉市が先進的にそれを進めるといったこともありなのではないかと思いました。

押田会長職務代理：どちらかというと、以前に鎌倉市観光基本計画の方に関わっていたときに出た話を、先ほどの飯田委員と今の上村委員のお話を聞いて思い出したのですが、鎌倉市の場合は集客力がとてもありますので、全てが観光商品となります。公園や史跡の話が、私が乗っていた方の車の中で出ていましたが、同じクラスでは無理だということを先に挙げておきますが、例えば屋久島や小笠原でやっているように、緑地管理を観光客に、一時的に訪れた観光客に、指導しながらイベント的に行う。要は、旅行者をうまく活用して管理をする。史跡のような観光資源として使える公園では、おそらく、人が使えることをある程度見込んでいるので、そのようなことも考えられるかと思います。鎌倉でないとできない

と思います。他のまちだと普通の都市公園、一介の都市公園やただの保全緑地に人が来ても、ましてやお金を落としていくことはないと思います。条件によっては、公園自体、もっと言うとまち自体のネームバリューの活用そのものが、お金を落とすことにつながる手段を考えても良いのではないかと思います。

実際に、逗子市など私の関わっている団体の知り合いの自然観察会の集客力が結構すごいです。例えば、鎌倉でホテルが見られるとか、鎌倉で自然観察ができるとか、それだけで結構人が集まる。要するに従来の物見遊山的なものだけではなくて、そういった、鎌倉のように自然があるということだけで人が集まる、このような所はなかなか無いので、どの程度それを見込むのかは別として、観光地ならではの活用を考えてもいいのかと思います。一方で危惧するのは、場所によっては、本日行ったような所、周辺の住民の方が立ち入りを嫌がるような所が多いと思うので、ここはできる、ここはできないという、ある程度の提示が必要だと思います。すみません、根本的な解決ではないのですが、微々たるところで財源にできればという提案です。

入江会長：ありがとうございます。とても大事な視点だと思います。もともと、先ほど、岩田委員からもありましたが、鎌倉方式の管理というものは、私もあり得るのではないかと思いますし、今、押田会長職務代理からも言われました、もともと、鎌倉はトラスト運動の発祥の地でもあります。1人の1万ポンドよりも1万人の1ポンドという、その、トラストの考え方を考えるならば、すそ野を広げるということはとても大事な視点であると、私も共感して聞いておりました。

時間も限られておりますが、まだまだ議論が必要な課題かと思っております。一旦、第69回審議会としては、この課題はここで一度中断という形になりますが、また、次回の第70回ではもう少し資料を市から提示いただいて、例えば、今現在の管理の状況がどうなっているとか、あるいは、民有地における土地所有者の支援制度は今どのようになっているのか、担い手の話もありましたが、公園愛護会はどのようになっているのかなど、もう少し資料を充実させた中で、再度、次回緑政審議会で討議していければと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ありがとうございました。

2 報告事項

(1) (仮称)山崎・台峯緑地に係る都市計画緑地の変更について

入江会長：それでは、次第2、報告事項(1)「(仮称)山崎・台峯緑地に係る都市計画緑地の変更について」、事務局から報告をお願いします。

田沼公園課長：公園課、課長、田沼でございます、どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが座って説明させていただきます。「(仮称)山崎・台峯緑地に係る都市計画緑地の変更について」報告いたします。当該緑地は、本市域のほぼ中央に位置し、鎌倉市緑の基本計画において、都市公園の種別のひとつである「都市緑地」として整備する方針を示しているもので、現

在、この西側で整備を進めている鎌倉中央公園拡大区域と一体で、地域の方々からは愛着をもって「台峯」という名で呼ばれている緑地の東側斜面地です。「台峯」は昭和40年代に開発計画が浮上し、「広町」や「常盤山」と並び、その保全が長年の市政課題であった市街化区域内のまとまりのある樹林地、いわゆる三大緑地と呼ばれていた箇所のひとつです。このたび、整備を目指す区域の測量作業、土地所有者や関係機関等との調整、市まちづくり条例に基づく素案の縦覧を終えたことから、都市計画法第11条第2項の規定に基づく都市計画緑地の変更に向けた事務に着手いたしましたので、報告するものです。なお、都市公園の種別のうち、都市林や都市緑地に係る都市計画については、制度上、鎌倉海浜公園を始めとする他の都市計画公園と区別して「都市計画緑地」に分類されます。

お手元の資料3をご覧ください。市内の都市計画緑地については、現在2箇所、約49.5haを指定していますが、平成23年9月に全面改訂した「鎌倉市緑の基本計画」で、(仮称)山崎・台峯緑地部分を都市緑地の候補地と定めており、都市計画への追加指定に向けた取組を進めてきたところです。図中央付近に赤い丸で囲っている箇所は、今回、本市における3番目の都市計画緑地を目指して都市計画手続きを進める第3号山崎・台峯緑地で、赤く着色している①の第1号鎌倉広町緑地及び②の第2号山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、既に指定している都市計画緑地の範囲です。併せて、お手元にある平成23年9月改定の「鎌倉市緑の基本計画」の155頁をご覧ください。「主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の位置」図のほぼ中央、水色に着色した区域で⑫と表示している箇所が(仮称)山崎・台峯緑地の候補地です。

資料の2枚目、左上の総括図抜粋をご覧ください。当該地区は、都市計画公園である鎌倉中央公園の北東側に位置しています。東側に並行してJR横須賀線が走っており、北鎌倉方面からの景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっています。

続きまして、計画平面図抜粋及び計画図抜粋をご覧ください。用途地域は第一種低層住居専用地域で、面積は約8.6ha、土地の区域は山崎字台峯、台字西之台、山ノ内字藤源治及び山ノ内字西瓜ヶ谷地内となります。次に、都市計画を定める理由ですが、鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地を都市緑地として整備し、その良好な自然的環境の保全を図るため、緑の基本計画に基づき、都市計画法で指定しようとするものです。なお、平成8年4月に策定した「鎌倉市緑の基本計画」では、現在整備を進めている鎌倉中央公園の拡大区域とともに、当該地区も鎌倉中央公園の拡大候補地に位置付けていました。この拡大候補地の枢要な部分で、土地区画整理事業の早期実施を目指していた鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会と市との間で平成16年12月に「緑地保全の基本的な方向性」を双方で確認し、緑地保全の道筋がつきましたことから、山崎・台峯緑地基本構想の策定に着手しました。緑の基本計画に反映させることを前提として、基本構想策定のなかで、都市計画決定(県決定)が可能であり、より有効な制度・施策を検討しました。この結果、植生や生物生息などの自然環境、地形、景観域の違いなどを踏まえて、山ノ内配水池から北鎌倉女子学園グラウンドに至る稜線を境として、東側と西側に区分し、それぞれの特性に応じた、最も望ましい保全手法を選択しました。具体的には、西側は鎌倉中央公園の拡大区域、東側は都市緑地法に基づく保全配

慮地区と位置づけることを、平成 18 年 7 月に全面改訂した「鎌倉市緑の基本計画」に反映しました。その後、平成 23 年 9 月に改訂した「鎌倉市緑の基本計画」では、当該地区が鎌倉街道沿いに位置する歴史的風土保存区域と景観上一体的な緑地であり、歴史的風土保存区域との連担性を考慮し、新たな都市緑地の候補地として位置づけたものです。現在では、鎌倉市土地開発公社による先行取得や「かながわトラストみどり基金」の活用による神奈川県との共同取得を行い、すでに 7 割以上の用地が県、市、または土地開発公社の所有地になっています。都市計画変更後も、引き続き土地開発公社からの用地の買い替え、個人所有地の買い取りを行ってまいります。

今後の手続についてですが、平成 30 年 12 月に都市計画案の法定縦覧を 2 週間行い、その後、鎌倉市都市計画審議会の議を経て、平成 31 年 2 月頃に都市計画決定の告示を行う予定です。また、平成 31 年度の早い時期には、神奈川県から都市計画事業の認可を得ることを目指しております。以上で報告を終わります。

入江会長：ありがとうございます。ただいまの報告に対してご意見ご質問等を伺います。

今回の変更は都市計画緑地を約 8.6ha 追加指定するということでしょうか。

田沼公園課長：そのとおりです。

入江会長：ご意見がなければ本報告について了承としますがいかがでしょうか。

岩田委員：計画自体は問題ないが、ひとつだけ配慮いただきたいことは中央公園が先にオープンしまして、今日、現地視察で歩いた所とその東側にも話しがありますけど、それぞれが順調にいつて最終的な形として維持管理のことも念頭にいれておかなければいけないと思います。どこが管理するかまだ分かりませんが、今、整備されている管理施設がありますけれど、予算が厳しいと思いますが全体の維持管理を念頭に入れて整備いただければという意見です。

入江会長：要望ですか。

岩田委員：はい。

入江会長：ありがとうございます。他に無ければ、この事項の報告を了承し、終了とします。

3 その他

(1) 緑地保全推進地区(小動岬地区)内行為について

入江会長：それでは、その他の(1)としまして、「緑地保全推進地区(小動岬地区)内行為について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長： その他としまして、(1)「緑地保全推進地区内行為について」報告します。お手元の緑の基本計画 224 頁掲載の「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」をご覧ください。条例第 9 条に基づき指定する緑地保全推進地区は、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、当審議会の諮問・答申を経て、市域に 7 箇所、約 36.35ha を指定しており、区域内で、条例第 13 条各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならないことを定めています。資料 4-1 をご覧ください。本件は、市域の南西部に位置する小動岬緑地保全推進地区において、行為者をしようとする者から協議書の提出があり、平成 30 年 3 月 28 日開催の当審議会に内容を報告、委員の皆さまからご意見をいただきました。本日は、その後の状況について情報提供いたします。

それでは詳細については、担当係長から説明をさせていただきます。

後藤みどり担当係長：資料 4-2 をご覧ください。本フローに沿って手続きを進め、平成 30 年 3 月 28 日に当審議会へ報告、ご意見を頂戴した後、市で意見集約と対応方針の決定を行い、事業者と協議を進めました。資料 4-3 は、当審議会からのご意見を集約したものです。表の左側、「委員名及び発言の趣旨」をご覧ください。1 頁目には、委員の皆様からのご意見の趣旨のまとめを、2 頁目には会長の意見の取りまとめを記載しています。頂いたご意見を要約しますと、「樹木の移植や建築物のデザインを変更することにより、伐採する樹木を極力減らすこと。」「建築物の素材や雨水処理の方法について生態系や地形への影響に配慮すること。」「樹木の生育しやすい方法を検討すること。」などとなります。ご意見を基に、協議方針(案)を表の右側のとおりとしました。

一点目は、「潮風や飛砂による影響により、植物が育ちにくい環境であることが予想され、既存木の伐採後に復元することが極めて難しいと考えるため、樹木の伐採を極力行わないこととします。既存木は仮植えの場所に移植をし、建築工事終了後に再配植するなど、利活用への対応を検討するよう要請します。」

二点目は、「建築物のデザインは、次の事項に配慮し、変更を行うこととします。できるだけ自然環境、風向き及び地形に合わせ、建築物と緑地保全推進地区との重複を避けること。自然災害及び崩落の可能性や、野鳥や生態系、生物の保育の場としても非常に重要であるということを踏まえ、適切な雨水の処理を行うと共に、樹木の伐採を極力伴わないものとする。周辺景観や生態系との調和に配慮したデザインや素材を検討すること。」
三点目は、「新たな植栽を計画する際には、現地の植生をよく観察し、海岸沿いでも生育しやすい樹種(スダジイ・タブ・マサキ・トベラ)や幼木の使用など、環境に適した方法を検討するよう要請します。」

以上の 3 項目について、資料 4-4 のとおり協議書としてまとめ、行為者宛てに送付し、協議を実施しました。その後、行為者から、資料 4-5 のとおり本年 8 月 12 日付けの回答が提出され、その内容は、一点目については、新たに現況の樹木の位置図及びリストが作成され、樹木の伐採計画が具体的に示されました。伐採計画の中では、予定建築物周辺の樹木を全て伐採することとなっていたため、建築物に重複しないものは、枝を剪定することにより対応するよう、引き続き要請することとしました。二点目については、計画建築物について、海側の眺望を確保しながら、緑地保全推進地区であることを踏まえて規模を縮小し計画したものであること、また、敷地内の雨水を道路側の雨水本管へ排出すること、風致地区条例及び景観計画を遵守した建築物のデザインとすることなど、周辺景観等との調和に配慮する旨が示されました。三点目については、風致地区条例、開発事業条例に基づいた計画とすること、既存の樹種を用いることなどが示されましたが、幼木の使用について検討することを要請することとしました。

資料 4-6 をご覧ください。一点目と三点目について、「緑地保全推進地区内行為の協議に対する回答への意見」としてとりまとめ、行為者と協議を継続しました。その後、行為者から、資料 4-7 のとおり 9 月 4 日付けの回答が提出され、その内容は、1 既存木の伐採について、一部伐採予定とした樹木について、枝の剪定により対応することとしました。
2 新たな植栽計画について、幼木の使用について検討することが示されました。

資料 4-7 に、回答とあわせて提出された図面について、案内図、配置図、樹木伐採計画図などを抜粋して添付しています。この回答により、当該建築計画については、協議方針への一定の対応が図られたと判断、協議を終了することとし、資料 4-8 のとおり、平成 30 年 9 月 20 日に行方者あてに通知しております。資料 4-2、手続きの基本フローに戻りまして、今後は、風致地区条例や開発事業条例等に基づく各手続が進めば、行為完了後に改めて当審議会へ報告を行うこととします。以上で説明を終わります。

入江会長：ただいまの説明に対しまして、ご質問などがあればお伺いしたいと思います。

山本委員：事業者から回答が出ていますが、この回答のとおり、実際の工事がなされたかどうかの確認はするのでしょうか。質問です。

後藤みどり担当係長：行為の完了報告を事業者から受けた後に、市で現場の確認を行い当審議会に報告することになろうかと考えています。

入江会長：前回、事業者からパースの提出があったかと思いますが、今回はないという理解でよいでしょうか。

後藤みどり担当係長：今回はパースの提出は特にありませんでした。

入江会長：いずれにしても、規模は縮小されたかと先ほど説明がありましたが、そういうことですね。

後藤みどり担当係長：今回、建築物の計画に関してデザインの変更は実施されませんでした。当初はもっと大きな規模のものを建築するつもりであったものを緑地保全推進地区の範囲にあわせて縮小したもので最初の申請をしたという説明がなされたということです。

入江会長：分かりました。他にいかがでしょうか。

岩田委員：だいぶ樹木は残っていると思いますが、気になったのは、大きな樹木を剪定にとどめたようですが、特に 28、29 あたり、現地を確認していませんが、後藤さん現地を見てどうだったのですか。どの程度の剪定だったのか。

後藤みどり担当係長：現在、剪定作業は行われていない状況です。

岩田委員：どの程度剪定されるのか心配だったものですから。

後藤みどり担当係長：申し訳ありませんが、剪定について「枝払いを何本する」とかいった情報までは、まだ出ていない状況です。

岩田委員：剪定という表現なので、常識的な範囲と考えていいわけですね。すごいばっさり切ることはないのですね。

後藤みどり担当係長：現在、まちづくり条例の手続中であり、この 11 月 8 日に住民説明会を開催したところと聞いています。そこで出た意見がどのようなものであったのかはまだ情報提供を受けていませんが、そういった手続を踏まえて剪定の規模なども今後、事業者の方で検討していくのではないかと考えています。

入江会長：ありがとうございました。

永井みどり課長：会長すみません。補足させてください。まず、行為の完了の確認ですが、行為の完了届を提出させることが緑地保全推進地区内行為の協議に関する要綱で決まっています。行為の完了届が提出されましたら、私どもの方で、協議のとおり行為の完了が確かにされたと確認する事務がありますので、それで確かめることになります。それから、伐採あるいは剪定について、剪定というのとおり、太い幹をばっさり切るということではなく、平面図上で建物にかかる部分の枝を切ってくれという協議をしているので、平面図上で建

物にかかる部分の枝を払ってもらうという認識でありますので、そのような行為が完了されたということを最後に確認することになります。以上です。

入江会長：ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。

岩田委員：はい。

入江会長：それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。以上で、報告事項が全て終了しましたが、その他にご質問などございますか。

(意見なし)

入江会長：それでは、報告事項を終了します。

(2) 次回審議会日程調整

入江会長：それでは、次回(第70回)の日程調整について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：次回審議会の開催日時につきましては、事前に各委員に調整しており、平成31年1月22日(火)午後2時から鎌倉市役所本庁舎2階の全員協議会室でお諮りしたいと思います。

入江会長：いかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、次回の開催については、1月22日(火)午後2時から鎌倉市役所本庁舎2階の全員協議会室とするということでもよろしく願いいたします。

(3) 審議会確認事項

入江会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

永井みどり課長：ただいま事務局から書面をお配りします。少々お時間を頂きたいと思います。

(書面配付)

永井みどり課長：お手元に配付させていただきましたとおり、第69回鎌倉市緑政審議会確認事項について主なところを説明させていただきます。まず、開催日時ですが、本日11月16日(金)、15時30分から17時00分とまでとさせていただきました。現地視察後に、会議録の確認をしていただき、審議事項の(2)鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、委員間で討議を行い「次回も引き続き討議を行うこととした」という記載でよろしいでしょうか。

報告事項については、(1)(仮称)山崎・台峯緑地の都市計画決定について、その他については、(1)緑地保全推進地区(小動岬地区)内行為については、それぞれ報告内容を了承した、また、その他の事項は事務局が情報提供した旨を記載させていただきました。

最後、次回の審議会の日程については、さきほど私の方から説明させていただいたとお

りのことを記載させていただき、本日この審議会での議論については、この確認書により、確認したということで作成いたしました。以上です。

入江会長：確認事項について、委員の皆さまからご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

入江会長：特にご意見がなければ、私から1点よろしいでしょうか。次回、時間が限られた中での議論になりますので、本日欠席の委員には丁寧に説明を事務局にお願いしたいと思います。また、先ほどの確認事項(2)鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについてでは、論点の中に緑化施策についての報告がありませんでしたので、次回、緑化施策についての報告をお願いしたいと思います。

永井みどり課長：会長から次回の資料についてご指摘がございましたので、緑化施策の取り組み状況も含めまして、一度会長のところに資料案をお持ちしてご確認いただき、資料を作成していきたいと思います。当日確認事項に誤植がございました。3の報告事項(1)(仮称)山崎・台峯緑地の都市計画決定についてですが、(仮称)山崎・台峯緑地の都市計画決定の「変更」についてです。修正したものを後日発送させていただきます。本日欠席は松行委員ですが、3月末までアメリカに長期出張中のため、できる限り丁寧に、資料を添付しメールを差し上げたいと考えております。

入江会長：ありがとうございます。委員の皆様よろしいでしょうか。

岩田委員：一言よろしいでしょうか。今日は久しぶりに視察が実現できて非常に良かったと思います。特に事務局には迷惑をかけましたが、ご協力ありがとうございました。それから貴重なデータがあったので、会長の了承を得て机上配付させていただきました。今日は竹林の悪いところばかり見ていただきましたが、近くの竹林で民間企業が行った事例ですが、竹を伐根したらどうなるのかなかなか事例がなかったのでやってもらった例です。市だったら絶対できない程お金がかかる。もし詳細が知りたいければ、個別にお問い合わせください。

入江会長：貴重な資料の提供ありがとうございます。それでは、時間の限られた中での議論ではありましたが、長時間にわたり、現地視察から緑政審議会を行いました。

以上を持ちまして緑政審議会は、これにて終了いたします。

ご審議いただきまして、ありがとうございました。